資 料

令和３年度第１回市防災会議

久喜市地域防災計画　改訂方針（案）

久喜市 消防防災課

◎はじめに

１.久喜市地域防災計画及び久喜市防災会議について

■久喜市地域防災計画

久喜市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、災害への予防対策、災害時の応急対応、災害後の復旧・復興に関する事項を定め、防災・減災対策を総合的かつ計画的に実施することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とするものです。

市防災計画では、市や防災関係機関といった行政機関に加え、市民や自主防災組織、事業所など、市に関わるあらゆる主体が、上記目的を達成するために取り組むべきこと、役割などを定めています。

■久喜市防災会議

久喜市防災会議（以下「防災会議」という。）は、災害対策基本法第 16 条に基づき設置され、久喜市防災会議条例第２条の規定により、市防災計画の作成や市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること等を行います。

令和３年度は、市防災計画の改訂を行うため、改訂方針の確認のほか、計画の素案の確認・意見照会、計画の承認について、お諮りいただく予定でおります。

※参考

■災害対策基本法

（市町村防災計画）

第四十二条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

２　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

３～７　略

（市町村防災会議）

第十六条　市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

２～６　略

■久喜市防災会議条例

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　久喜市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

２.計画改訂の背景

近年、全国各地で風水害や地震等の自然災害が相次いで発生しており、こうした近年の大規模災害の傾向や今後発生が想定される南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の被害想定から、「頻発化」「激甚化」「広域化」「長期化」といったことが災害の特徴として挙げられます。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた避難所運営や分散避難等の対応が必要な状況となっています。

本市においては、令和元年東日本台風（台風１９号）において、河川の増水に伴う避難情報の発令や避難所の開設・運営など、様々な対応に追われることとなりました。

このような状況下、本市では、令和元年東日本台風（台風１９号）における災害対応の課題や教訓を踏まえるとともに、近年の災害を踏まえて改正された防災に係る法制度や各種ガイドライン、上位計画である国の「防災基本計画」や「埼玉県地域防災計画」（以下「県防災計画」という。）等との整合を図りつつ、市防災計画をより実効性の高い計画とするため、その改訂を行うこととします。

主な改訂のポイントは以下のとおりです。

▼Ⅰ　法制度や上位計画（国の防災基本計画、県防災計画）等との整合

▼Ⅱ　令和元年東日本台風（台風１９号）の本市における課題等を踏まえた見直し

▼Ⅲ　使いやすさ・見やすさ等に関わる見直し

◎協議事項

１.改訂の方針

Ⅰ　法制度や上位計画（国の防災基本計画、県防災計画）等との整合

市防災計画は、直近では平成 31 年３月に改訂を行っています。その後、令和元年東日本台風（台風１９号）など、全国各地で自然災害が発生しています。これらの災害の課題や教訓を踏まえ、災害対策基本法や水防法等が改正されたほか、災害対応に係る各種ガイドラインの更新等が行われています。また、こうした状況を踏まえ、県防災計画が見直され、令和３年３月に公表されました。

本市においても、これらの法改正や上位計画である国の防災基本計画、県防災計画との整合を図るため、計画の見直しを行います。

また、改訂の過程において、新たな法改正や上位計画における見直し等が行われた場合は、必要に応じて、逐次、市防災計画に反映していきます。

【市防災計画における主な改訂内容】

（1）平成 30 年西日本豪雨、令和元年東日本台風（台風19号）、及び災害対策基本法の改正を踏まえた避難体制・防災体制の強化

・災害対策基本法改正に基づく避難情報及び警戒レベルの運用を踏まえた見直し

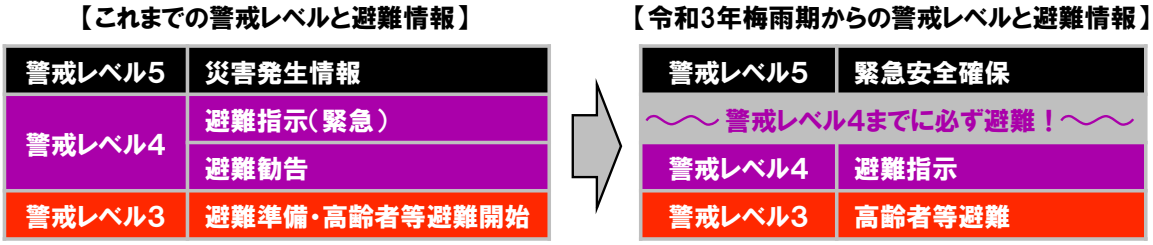

・避難の考え方や避難に関する情報への理解促進など、適切な避難を促す普及啓発活動の充実化

（2）その他の改訂

・被災者生活再建支援法の改正等による被災者支援制度の拡充を踏まえた見直し
・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた避難所運営等の見直し
・女性や要配慮者、性的少数者への配慮を踏まえた避難所運営等の見直し

Ⅱ　令和元年東日本台風（台風１９号）の久喜市における課題等を踏まえた見直し

令和元年東日本台風（台風１９号）では、人的被害は確認されなかったものの、５件の床上浸水が確認されたほか、利根川・荒川やその支川等の増水により氾濫の危険が生じました。

本市では、令和元年 10 月 12 日の午後 2:00 に災害対策本部を設置し、国や県等の関係機関と連携し対応にあたりました。また、水害の危険性に応じ、市内全域に避難勧告を発令しました。

このときの災害対応に関しては、段階的な避難所開設・職員参集の結果、避難所開設に影響が生じたほか、「防災行政無線の音声が聞こえない」「市からの情報が届かない」等の市民への情報伝達に関する課題などが挙げられました。

上記の災害対応に関する課題等をふまえ、主に以下の事項について見直し、更新を行います。

【久喜市地域防災計画における主な改訂内容】

（1）初動体制

・令和元年東日本台風（台風１９号）における課題を踏まえた、初動体制の見直し

（2）情報発信

・メール配信や SNS など、多様な手段を活用した情報伝達体制の整備、及び外国人を含めた市民への周知・啓発の推進

（3）避難対策

・洪水時の避難方法・避難先についての検討

・市民一人ひとりが早めの避難行動及び広域避難を検討・実行するための周知・啓発の推進

（4）避難場所対策

・避難所開設手順等の確認や職員の配置体制、避難所開設・運営についての見直し

（5）物資調達

・備蓄品の充実と分散配置、備蓄品の整理と適正管理

・市民への避難時の備蓄品の携帯や防寒対策の呼びかけ

Ⅲ　その他

久喜市地域防災計画改訂の内容をもとに、既存の「災害時における職員の心構え（ポケット版)」を修正します。

また、久喜市国土強靭化地域計画（令和４年３月策定予定）とも整合・調和を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

2.改訂のスケジュール

市防災計画の改訂は、以下のスケジュールで進めていく予定です。
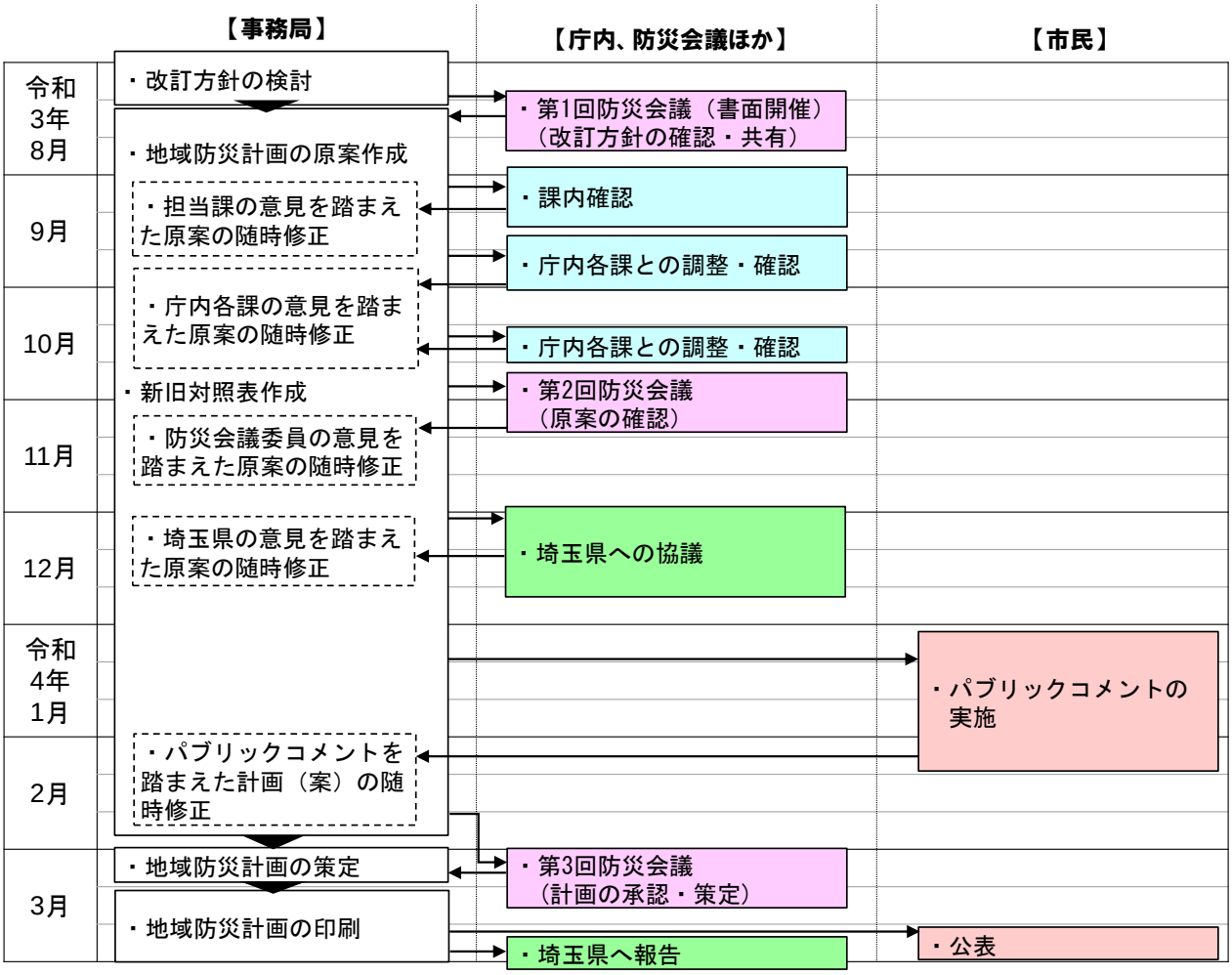
防災会議の委員の皆様におかれましては、今回の計画改訂方針の確認のほか、今後、計画素案の確認・意見照会、計画の承認についてお願いする予定でございます。あらかじめご承知おきいただき、本件について引き続きご協力賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。